

群馬大学内で学生に対するクラブサークル、ボランティア等の部員等の
募集・勧誘等時における身分を証明するものの提示について

〔平成 19年 10月 25日〕
大学教育・学生支援機構長承認

1 部員等の募集・勧誘等を行う場合の身分を証明するものの提示

群馬大学内で学生に対し、クラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行う者は、当該者の学生証を募集・勧誘等の説明を受ける者に対し、提示しなければならない。

2 部員等の募集・勧誘等を受ける場合において身分を証明するものの提示の要求

群馬大学内で学生に対するクラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を受ける者は、当該者に学生証の提示を求めることができるものとする。

提示のあった学生証については、本人であることを写真及び有効期限等で確認することを常とする。

3 教職員による部員等の募集・勧誘等を行っている者に対する学生証等の提示要求

群馬大学教職員は、クラブサークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行っている者に対し、当該者の学生証又は身分を証明するものを随時提示させることができる。

4 群馬大学生生活協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う場合における身分を証明するものの提示

群馬大学生生活協同組合からの依頼により商品等の紹介等を学生に行う場合には、当該者の身分証明書及び群馬大学生生活協同組合の腕章を紹介等を受ける学生に提示しなければならない。

5 群馬大学生生活協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う者に対する指揮監督

群馬大学生生活協同組合は、上記3により商品等の紹介等を行う者に対し、常に群馬大学生生活協同組合の腕章を提示するよう指揮監督するものとする。

6 実施年月日

平成19年10月25日からとする